

令和5年8月1日

保護者 各位

茅ヶ崎市こども育成部保育課長

令和5年度現況の確認について（依頼）

日頃より本市の保育行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、在園児童の保育の必要性を適正に把握するための調査を実施しています。

つきましては、御多用中とは存じますが、次の書類を御提出くださいますよう、お願いします。

- 1 対象者 令和5年8月1日時点で、0歳児クラス～4歳児クラスの児童の保護者
※5歳児クラスの児童、受託児童、出産要件で入所している児童は調査対象外

2 提出書類

令和5年度支給認定（変更）申請書兼現況届 （必須）	児童1人につき1枚提出が必要
保育の必要性を確認する書類 （必須）	<u>就労証明書等の証明日が、令和5年8月1日以降となっている書類が有効です。</u> ※同居祖父母の書類は提出不要です。 ※保護者が法人代表者であった場合でも、証明書類の添付をお願いします。
右記に該当する方は右記の書類	・出産予定がある→⑨-1 出産連絡票（教育・保育給付認定用） ・今年度中に退園する→退園届 ・ひとり親→ひとり親に関する申立書・証明書類の写し ・生活保護受給→生活保護受給証 ・障害者手帳を持っている同居の家族がいる→障害者手帳の写し

3 提出先 **在園している保育所等**

- ・きょうだい別々の保育所等を利用している場合は、それぞれの施設へ書類を御提出ください。
- ・直接、保育課に御提出を希望する場合は、施設へその旨をお伝えいただいたうえで御提出ください。

4 提出期限 **令和5年9月8日（金）（厳守）**

- ・期日までに必要資料が未提出の場合や、調査の結果、保育の必要性が確認できない場合は、施設利用の必要性がないとみなし、退園となる場合があります。
- ・必要に応じて、調査の内容を在園する保育所等と情報共有します。

きょうだいで現況届の提出が必要な方は裏面へ⇒

きょうだい分の現況届の提出方法について

(1) きょうだいと同じ園に入所中の方

- ・『令和5年度支給認定（変更）申請書兼現況届』は、児童ひとりにつき1枚必要です。
- ・就労証明書等、連名で記載した書類はきょうだいで1部をご用意ください。
- ・きょうだい分を併せて、保育所等にご提出ください。

(2) きょうだい別の園に入所中の方

- ・現況届一式をそれぞれ作成していただき、各保育所等へ提出してください。
- ・就労証明書等、連名で記載した書類は、原本を下の子、コピーを上の子に添えてください。

(3) きょうだいの保育園入所申込みを考えている方

- ・就労証明書等、連名で記載した書類は、原本を申込み予定の子、コピーを在園中の子に添えてください。
なお、令和6年4月の保育所等申込みは令和5年8月1日以降に発行された就労証明書等が有効となります。

(4) きょうだい幼稚園等に在籍中で『子育てのための施設等利用給付認定（新認定）』を受けている方

- ・就労証明書等、連名で記載した書類は、原本を下の子、コピーを上の子に添えてください。

書類を用意する際の注意事項（重要）

きょうだい分の現況届を提出する、または、きょうだいの保育園入所申込みを行う際には、不足書類がないよう、保護者が就労証明書等のコピーを用意してください。現況調査用などに御提出いただいた書類から保育課がコピーして用意することはできません。

また、この運用に伴い、きょうだいの入所申込み時に就労証明書等が提出されず、書類不足となった場合は、審査の点数が下がりますので御注意ください。

御不明な点は、事務担当までお問い合わせください。

事務担当 こども育成部保育課認定給付担当
電 話 0467-81-7172（直通）